令和３年度　第２回介護保険運営協議会　次第

令和３年８月２日（月）１４時３０分～

（Webex 会議）

１　開会あいさつ

２　議題

（１）令和３年度介護予防・生活支援サービス事業の費用の単価見直しについて

・・・・・・・・資料 1-1、1-2、1-3

３　報告事項

（１）新型コロナウイルス感染症に係る区の取り組みについて

・・・・・・・・・・・・資料 2-1、2-2

４　その他

資料１－１

介護保険運営協議会資料
令 和 ３ 年 ８ 月 ２ 日
健康福祉部長寿支援課

令和３年度介護予防・生活支援サービス事業の費用の単価見直しについて

１　要　　旨

令和３年４月に、介護（予防）給付サービスにおいて、３年に１回の報酬改定があり、あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の報酬についても、国から告示されました。

ついては、区で行う訪問型サービス及び通所型サービスについて、令和３年度の報酬改定の内容に対応するとともに、各関係団体からいただいたご意見を踏まえ、各サービスの単価の見直しを行います。

２　見直しの内容（案）

別紙、「北区独自型サービス改正案」のとおり。

なお、見直しにあたっては、次の内容を勘案して単位の設定を行いました。

①国が定める額

②各関係団体からいただいているご意見

３　今後の予定

８月～９月	関係団体へ説明
９月	北区議会へ提案
１０月１日	報酬単価改定・見直し予定

資料１－２

北区独自型サービス改正案

【予防訪問サービス】

改正後	改正前
２　予防訪問サービス費 イ　予防訪問サービス費　　２５８単位	２　予防訪問サービス費 イ　予防訪問サービス費　　２２６単位
【改定】	
★考え方★ 国で定められた単位（２６８単位）から、身体介護加算（Ⅱ）１０単位分を差し引き、基本報酬としました。	
★新設　特例的評価 （令和４年３月３１日までの上乗せ対応）　１単位	【新設】
★考え方★ 特例的評価ですが、本来は、基本報酬の月額に 1/1000 を乗じるものですが、総合事業の単位数設定にあたっては、加算率での設定ができないため、１回あたり１単位を加えることとしました。 本来であれば、　　1～1499 単位は、＋1 単位 1500～2499 単位は、＋2 単位　　等ですが、 その月のサービス提供回数により単位数が異なるため、確認する手間等を考慮しました。	

□　身体介護加算 （１）　身体介護加算（Ⅰ）　１５単位 （２）　身体介護加算（Ⅱ）　１０単位	□　身体介護加算 【改定】（１）　身体介護加算（Ⅰ）　４６単位 （２）　身体介護加算（Ⅱ）　３９単位
★考え方★ 昨年実施したアンケート調査、給付実績等の状況から、身体介護加算の単位の一部を基本報酬に吸収しました。	
ハ　初回加算　２００単位	【改定なし】ハ　初回加算　２００単位
二　生活機能向上連携加算 （１）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位 （２）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位	【改定なし】二　生活機能向上連携加算 （１）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位 （２）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位

ホ　介護職員処遇改善加算 （1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　３７単位 （2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２７単位 （3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　１５単位 （4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　１４単位 （5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　１２単位	ホ　介護職員処遇改善加算 【改定】（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　３６単位 （2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２７単位 （3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　１５単位 （4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　１４単位 （5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　１２単位

★考え方★

総合事業の単位数設定にあたっては、加算率での設定ができないため、単位数を計算し設定しています。
基本報酬を変更したことにより、変更しています。

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　１７単位 （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　１１単位	【改定なし】ヘ　介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　１７単位 （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　１１単位

【いきいき生活援助サービス】

改正後	改正前
３　いきいき生活援助サービス費 イ　いきいき生活援助サービス費　２２５単位	３　いきいき生活援助サービス費 【改定】イ　いきいき生活援助サービス費　１７１単位

★考え方★

現在、１回あたり７００円の補助を行っていますが、単価の改定を行い対応します。
本来であれば、700÷11.4(地域単価)＝61 単位程度を 171 単位に加えるべきなのかもしれませんが、案では、
　２２５単位（介護の生活援助(45 分以上)）＝２２５単位　としています。

★新設　特例的評価
（令和４年３月３１日までの上乗せ対応　１単位　【新設】

★考え方★

予防訪問サービスと同様です

ロ　初回加算　２００単位	【改定なし】ロ　初回加算　２００単位

【予防通所サービス】

改正後	改正前
５　予防通所サービス費 イ　予防通所サービス費（１回につき） （１）要支援１・事業対象者　３５４単位 （２）要支援２　３６５単位	５　予防通所サービス費 イ　予防通所サービス費（１回につき） （１）要支援１　３３０単位 （２）要支援２　３４１単位

【改定】

★考え方★
国で定められた単位から、それぞれ入浴介助加算分 30 単位を差し引きました。
（要支援1・事業対象者）３８４単位－３０単位＝３５４単位
（要支援2）　３９５単位－３０単位＝３６５単位

★新設　特例的評価
（令和４年３月３１日までの上乗せ対応）　１単位　【新設】

★考え方★
特例的評価ですが、本来は、基本報酬の月額に 1/1000 を乗じるものですが、総合事業の単位数設定にあたっては、加算率での設定ができないため、１回あたり１単位を加えることとしました。
本来であれば、　1～1499 単位は、＋1 単位
1500～2499 単位は、＋2 単位　等ですが、
その月のサービス提供回数により単位数が異なるため、確認する手間等を考慮しました。

ロ　入浴介助加算　３０単位	ロ　入浴介助加算　５０単位

【改定】

★考え方★
昨年実施したアンケート調査、給付実績等の状況から、入浴介助加算の一部を基本報酬に吸収することといたしました。

ハ　若年性認知症利用者受入加算　２４０単位	【改定なし】	ハ　若年性認知症利用者受入加算　２４０単位
ニ　生活機能向上グループ加算　１００単位	【改定なし】	ニ　生活機能向上グループ加算　１００単位

ホ　運動器機能向上加算　　２３０単位 ←【改定】 ホ　運動器機能向上加算　　２２５単位

★考え方★

内容の改定はありませんが、心身の状態の維持・向上を図っていくための基礎的加算であると考えるため、国で定めた単位に、区として５単位を加えました。

★新設　栄養アセスメント加算　　５０単位 【新設】

★考え方★

国の見直しによる、新設です。
管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行った場合に算定。

- 管理栄養士を１名以上確保
- 利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント実施。
  利用者・家族に結果を説明、相談等に必要に応じる。
- 栄養状態等情報を厚生労働省に提出。
  当該情報その他栄養管理に必要な情報を活用。　など

ヘ　栄養改善加算　　２０５単位 ←【改定】 ヘ　栄養改善加算　　１５０単位

★考え方★

①国の見直しによる改定です。
　１５０単位→２００単位
　必要に応じて、利用者の居宅を訪問すること。
②心身の状態の維持・向上を図っていくための基礎的加算であると考えるため、国で定めた単位に、区として５単位を加えました。

ト　口腔（くう）機能向上加算 ←【改定】 ト　口腔（くう）機能向上加算　　１５０単位

（１）口腔（くう）機能向上加算（Ⅰ）　１５５単位
（２）口腔（くう）機能向上加算（Ⅱ）　１６０単位

★考え方★

①国の見直しによる改定です。
　（Ⅰ）は現行と同じ。
　（Ⅱ）については、（Ⅰ）＋口腔機能の状態等情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生に必要な情報を活用。
②心身の状態の維持・向上を図っていくための基礎的加算であると考えるため、（Ⅰ）について、国で定めた単位に、区として５単位を加えました。

チ　選択的サービス複数実施加算 （１）選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　４８０単位 （２）選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　７００単位	【改定なし】	チ　選択的サービス複数実施加算 （１）選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　４８０単位 （２）選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　７００単位
リ　事業所評価加算　１２５単位	← 【改定】	リ　事業所評価加算　１２０単位

★考え方★

内容の改定はありませんが、要支援状態の維持・改善の割合が一定以上の場合に加算されるものであり、効果的なサービスを提供する事業所に対する評価であるため、国で定めた単位に、区として５単位を加えました。

ヌ　サービス提供体制強化加算 （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ア　要支援１・事業対象者　８８単位 イ　要支援２　１７６単位 （２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ア　要支援１・事業対象者　７２単位 イ　要支援２　１４４単位 （３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ア　要支援１・事業対象者　２４単位 イ　要支援２　４８単位	← 【改定】	ヌ　サービス提供体制強化加算 （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ ア　要支援１　７２単位 イ　要支援２　１４４単位 （２）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ ア　要支援１　４８単位 イ　要支援２　９６単位 （３）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ア　要支援１　２４単位 イ　要支援２　４８単位

★考え方★

国の見直しによる改定です。

（Ⅰ）介護職員総数のうち、介護福祉士 70%以上
勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上　等

（Ⅱ）介護職員総数のうち、介護福祉士 50%以上　等

（Ⅲ）介護職員総数のうち、介護福祉士 40%以上
直接提供する職員総数のうち、勤続年数 7 年以上の者 30%以上　等

ル　生活機能向上連携加算 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位 （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位 ※運動器機能向上加算を算定している場合は、 （１）は算定せず、（２）は１００単位。	←【改定】	ル　生活機能向上連携加算　２００単位 ※運動器機能向上加算を算定している場合　１００単位

★考え方★

国の見直しによる改定です。
（Ⅰ）は、
①外部のリハビリテーション専門職の助言（事業所への訪問なし）に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び計画を作成。
②身体機能・生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を準備し、利用者の心身状況に応じた機能訓練を提供。
③①の評価に基づき、進捗を３月に１回以上評価し、利用者・家族に内容と計画の進捗を説明、必要に応じて訓練内容の見直し。
（Ⅱ）は、現行と同じ。

ヲ　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算 （１）口腔（くう）・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）２０単位 （２）口腔（くう）・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位	←【改定】	ヲ　栄養スクリーニング加算　５単位

★考え方★

国の見直しによる改定です。
（Ⅰ）は、
①利用開始時・６月毎に利用者の口腔の状態を確認し、情報をケアマネに提供。
②利用開始時・６月毎に利用者の栄養状態を確認し、情報をケアマネに提供。
③次のいずれにも該当しないこと
・栄養アセスメント加算を算定している又は利用者が栄養改善サービスを受けている間若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月
・利用者が口腔機能向上サービスを受けている間若しくは口腔機能向上サービスが終了した日の属する月　等
（Ⅱ）は、次のいずれか
（１）次のいずれにも適合する
①利用開始時・６月毎に利用者の口腔の状態を確認し、情報をケアマネに提供。
②栄養アセスメント加算を算定している又は利用者が栄養改善サービスを受けている間若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月
③利用者が口腔機能向上サービスを受けている間若しくは口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない　等
（２）次のいずれにも適合する②利用開始時・６月毎に利用者の栄養状態を確認し、情報をケアマネに提供。
①利用開始時・６月毎に利用者の栄養状態を確認し、情報をケアマネに提供。
②栄養アセスメント加算を算定している又は利用者が栄養改善サービスを受けている間若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない
③利用者が口腔機能向上サービスを受けている間若しくは口腔機能向上サービスが終了した日の属する月　等

★新設　科学的介護推進体制加算　　４０単位　　【新設】

★考え方★

国の見直しによる、新設です。
次のいずれにも適合
（１）利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出。
（２）必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、（１）の情報その他サービスを適切・有効に提供するために必要な情報を活用。

ワ　介護職員処遇改善加算		
（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		
ア	要支援１・事業対象者	２５単位
イ	要支援２	２５単位
（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		
ア	要支援１・事業対象者	１８単位
イ	要支援２	１８単位
（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		
ア	要支援１・事業対象者	１０単位
イ	要支援２	１０単位
（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		
ア	要支援１・事業対象者	９単位
イ	要支援２	９単位
（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		
ア	要支援１・事業対象者	８単位
イ	要支援２	８単位

←【改定】

ワ　介護職員処遇改善加算		
（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		
ア	要支援１	２３単位
イ	要支援２	２３単位
（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		
ア	要支援１	１６単位
イ	要支援２	１７単位
（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		
ア	要支援１	９単位
イ	要支援２	９単位
（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		
ア	要支援１	８単位
イ	要支援２	８単位
（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		
ア	要支援１	７単位
イ	要支援２	７単位

★考え方★

総合事業の単位数設定にあたっては、加算率での設定ができないため、単位数を計算し設定しています。
基本報酬を改定したことにより、変更しています。

カ　介護職員等特定処遇改善加算 （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ア　要支援１・事業対象者　５単位 イ　要支援２　５単位 （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ア　要支援１・事業対象者　４単位 イ　要支援２　４単位	【改定なし】	カ　介護職員等特定処遇改善加算 （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ア　要支援１　５単位 イ　要支援２　５単位 （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ア　要支援１　４単位 イ　要支援２　４単位

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援する取組です。要支援1・2と認定された方や笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）により生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。
区では、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して高齢者を支える体制を整備していきます。

利用までの流れ

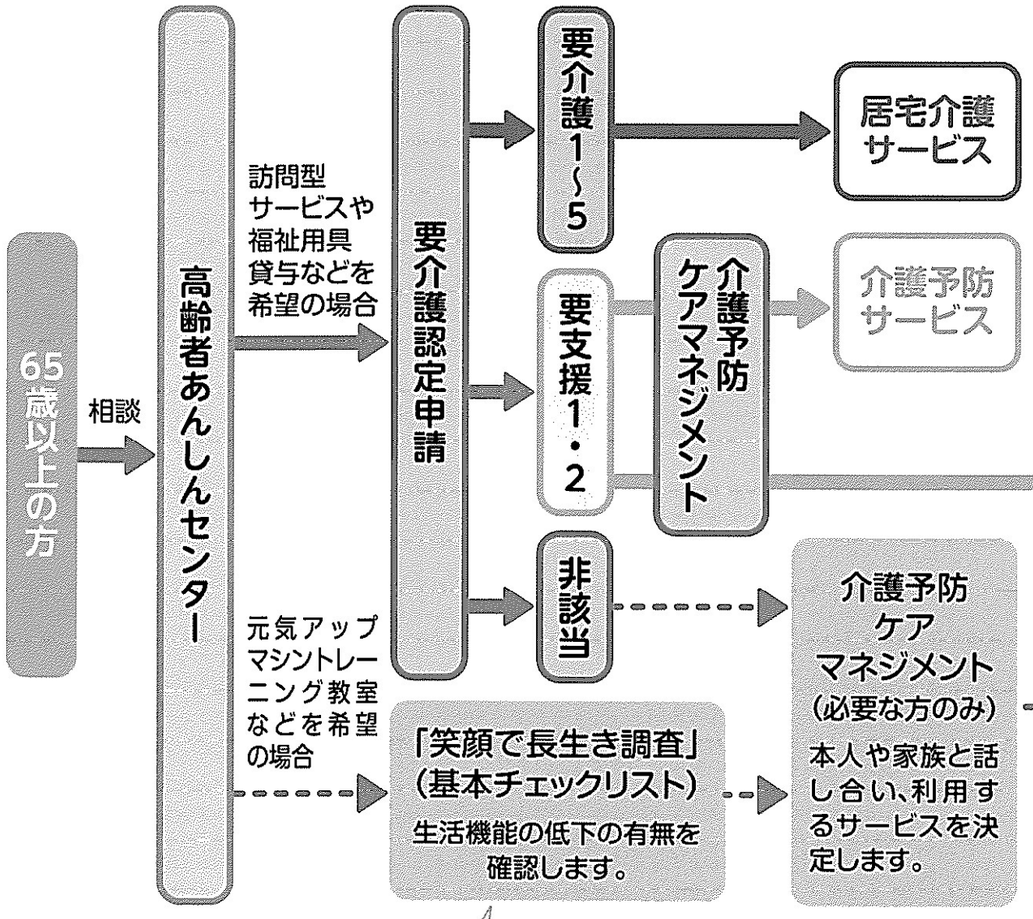

「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」は全26項目について「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等介護の原因となりやすい生活機能について確認します。

※要支援認定を受けた第２号被保険者の方は、訪問型サービス及び通所型サービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）※1

ホームヘルパー等が訪問し、利用者が自分でできることが増えるように、日常生活上の支援を行います。

●予防訪問サービス
ホームヘルパーが入浴や外出等の介助や掃除、洗濯などの支援を行います。
▶自己負担（1割）のめやす（1か月）※2
1,031円（身体介護なし）
1,241円（身体介護あり）

●いきいき生活援助サービス
生活援助員（区の研修修了者）等が掃除、洗濯などの支援を行います。
▶自己負担（1割）のめやす（1か月）※2
780円

通所型サービス（デイサービス）※1

自立した日常生活を送ることができるよう、デイサービスセンターで、日帰りで機能訓練をはじめとした支援を行います。

●予防通所サービス（3時間以上）
デイサービスセンターで食事・入浴などの介護サービスや体操・筋力トレーニングなどを行います。
▶自己負担（1割）のめやす（1か月）※2
1,657円（食費・日常生活費は別途負担となります。）

●生活機能向上通所サービス（2～3時間未満）
デイサービスセンターで体操・筋力トレーニングなどのプログラムを主として行います。
▶自己負担（1割）のめやす（1か月）※2
1,497円（食費・日常生活費は別途負担となります。）

・利用できるサービス事業所については、担当のケアマネジャーへお尋ねください。
・令和3年10月から、サービス内容の一部と金額を変更する予定です。

元気アップマシントレーニング教室（送迎なしの集団でのトレーニング）

高齢者向けのトレーニングマシンで、軽い負荷から無理なく足腰の筋力を強化します。
利用料4,000円（1コース40回分）
＊デイサービスなどの通所系サービスとの併用はできません。

※1 認定非該当の方は除きます。
※2 週1回（月4回）利用する場合のめやすの金額です。各サービスの利用内容（加算）等により、自己負担金額が異なる場合があります。詳しくは担当のケアマネジャーや事業者にお問い合わせください。

一般介護予防事業（65歳以上のすべての方が利用できます。）

●介護予防把握事業
おたっしゃ教室説明・体験会（笑顔で長生き調査）

●介護予防普及啓発事業
介護予防講演会
介護予防で元気はつらつサロン

●地域介護予防活動支援事業
介護予防拠点施設ぷらっとほーむ、おたっしゃ筋力アップ体操教室、ご近所体操教室、認知症予防教室（ウォーキング、絵本読み聞かせ）、介護予防リーダー養成講座、高齢者いきいきサポーター制度、いきがい活動センター きらりあ北（健康づくり事業、介護予防事業、就労支援）など

●地域リハビリテーション活動支援事業
地域における介護予防の取組の強化
（自主グループ活動の支援）

資料２－１

介護保険運営協議会資料
令 和 ３ 年 ８ 月 ２ 日
健康福祉部地域医療連携推進担当課
健 康 福 祉 部 介 護 保 険 課

高齢者入所施設等におけるPCR検査にかかわる区の取り組みについて

新型コロナウイルス感染症について、高齢者入所施設等に「持ち込まない」「拡げない」ための対策の一環及び国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、下記の取り組みを実施している。

１ 施設従事者への一斉・定期的PCR検査（地域医療連携推進担当課）

対象施設（特別養護老人ホーム等）に従事する者（職種問わず）に対し、１週間に１回を目安として、唾液によるPCR検査を実施している。

検査にあたっては、施設ごとに検体を集約し、検査会社が回収している。

【実施件数】

・高齢者入所施設　　５８（約3,000人）施設のうち３５施設で実施

・検査実数（令和３年２月23日から７月６日報告分まで）

検査総数　２２，３５５件　　陽性例８件　　陽性率0.036%

２ 新規入所者へのPCR検査（介護保険課）

区内の介護・障害福祉サービス事業所へ新規で入所・入居する者（短期利用を含む）に対し、事業所の配置医、連携医と連携し、鼻咽頭拭い液等の採取によるPCR検査を実施している。

当検査は、入所開始日に近い日に実施し、検体の採取は、通院の他、配置医等が入所予定者の自宅に往診して行っている。

【実施件数】令和２年度（補正予算）　……　75件

令和３年度（当初予算）　……　76件（６月末までの検査実施）

資料２－２

介護保険運営協議会資料
令和３年８月２日
地域医療連携推進担当課長
高齢福祉課

高齢者のワクチン接種促進に向けた取り組みについて

１　要　旨

高齢者のワクチン接種会場への移動支援および予約支援など、ワクチン接種を希望する高齢者の支援を行う。

２　取り組み事業

（１）北区災害時搬送協定会員による高齢者のワクチン接種移動支援

要支援認定者、要介護認定者、障害者手帳を有している者のうち接種会場への自力での移動が困難であり、且つ家族等の送迎が難しい方のワクチン接種会場への移動支援を北区災害時搬送協定会員１１社の協力により実施している。

① 要支援認定者数　　約 6,600 名（６月７日より対象）
② 要介護認定者数　　約 12,500 名
③ 障害者手帳保持者　約 18,000 名（６月７日より対象）

予約件数：７月 15 日現在　3,405 件
稼働実績：７月 15 日現在　3,048 件

（２）ワクチン接種会場への介護タクシー利用料金助成

支援内容：新型コロナウイルスワクチン接種会場の往復にかかる介護タクシー利用料金（介助料金を含む。）の助成
対象者　：要支援認定者、要介護認定者、障害者手帳を有している者のうち接種会場への自力での移動が困難であり、常時、大型又は特殊の車いす等を利用しており、かつ家族等の送迎や通常のタクシーを利用しての接種会場への移動が困難な者
見込み数：100 名（２回のワクチン接種に利用可能。合計 200 回）

（３）高齢者あんしんセンター職員等によるワクチン接種予約支援

〇自力で予約することが困難な高齢者を対象に、地域振興室に予約の支援等を行う支援窓口を設置。

支援内容　　高齢者あんしんセンター職員等によるワクチン接種予約の補助
期　　間　　令和３年６月７日（月）～６月３０日（水）の平日
時　　間　　午前１０時～午後４時
場　　所　　各地域振興室（１９か所）

方　　法　　地域振興室への直接の来所（予約不要）
実　　績　　相談件数　６７９件
（予約代行　２６１件、接種券再発行２４件、再予約１２３件　他）

〇高齢者あんしんセンターが把握する高齢者等に対するアウトリーチ支援を実施。
支援内容　　高齢者あんしんセンターで把握している高齢者等について、機会をとらえて予約や接種について聴き取りを行い、ワクチン接種を希望している人に予約支援等を行う。
期　　間　　令和３年７月１日（木）～７月３１日（土）
対　　象　　介護予防ケアプラン利用者、見守り対象者等
方　　法　　窓口での相談や事業実施時及び訪問相談時に個別の声掛けや聴き取り等を行う。
実　　績　　対応件数　２９１件（７月２０日現在）
・希望しない（医師からとめられている等）　８７件
・入院・入所中等　９８件
・未決定　４４件
・接種済み　６４件

その他、町会自治会等の集まりでアウトリーチ支援について周知を行っている。

なお、予約支援、アウトリーチ支援については、８月以降も通常業務の中で、必要な高齢者への支援を継続する。

３　高齢者施設におけるワクチン接種状況（６月２８日現在）
高齢者施設数　５８施設
・接種終了時期　　７月末　３４施設
８月中　１２施設
その他　１２施設
・接種状況　　入所定員数　3,511 人
うち１回目のみ接種済　　1,122 人（約 32%）
２回目まで接種済　　1,234 人（約 35%）
6/29 以降接種予定　1,458 人
従事者数（概算）　約 3,040 人
うち１回目のみ接種済　　1,136 人（約 37%）
２回目まで接種済　　297 人（約 10%）
6/29 以降接種予定　1,653 人